

【外務省】

● 国際的な人の往来再開による新規入国のための査証（ビザ）の申請について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

※1の【措置（29）による外国人の新規入国制限の見直しについて】と、2の【その他「特段の事情」が認められる場合】が更新事項です。

※「特段の事情」があるものとして上陸を許可される具体的な事例については下記サイトを参照ください

（法務省 HP より） <https://www.moj.go.jp/isa/content/001347329.pdf> <https://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>

● 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0721_list.pdf

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C066.html **更新**

入国後の自宅等での待機期間の変更

- 入国後自宅等で待機をを求める期間を7日間から5日間に変更。
 - 「赤」区分のワクチン3回目接種者、「黄」区分のワクチン3回目未接種者に適用、7月28日午前0時より措置開始
- 「水際対策強化に係る新たな措置（30）」 https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/0727_30.pdf

● 3回目以降の接種に有効とするワクチンの追加

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C055.html

6月26日午前0時以降、日本入国時の水際防疫措置緩和の対象として、3回目以降に接種したワクチンとして有効なものとして、以下2社が、追加適用となります。

● バキセブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca） ● ジェコビデン（JACOVDEN）筋注／ヤンセン（Janssen）

インド血清研究所が製造するコビシールド（Covishield）については、水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく措置の適用に当たって、バキセブリア（Vaxzevria）筋注／アストラゼネカ（AstraZeneca）と同一のものとして取り扱います。

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificate_to_Japan.pdf **更新**

3回目以降の接種に有効とするワクチンの追加

「COVAXIN／バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）」の適用は、令和4年7月31日午前0時から行う

【厚生労働省】

● 外国人の新規入国制限の見直しについて（水際対策強化に係る新たな措置（29））

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00341.html

水際対策強化に係る新たな措置（29）とは <https://www.mhlw.go.jp/content/000943168.pdf>

↓↓↓↓ 令和4年6月10日午前0時（日本時間）以降に入国する方を対象 ↓↓↓↓

下記（1）（2）又は（3）の新規入国を申請する外国人については、日本国内に所在する受入責任者が、入国者健康確認システム（ERFS）における所定の申請を完了した場合、「特段の事情」があるものとして、新規入国を原則として認める。

- （1）商用・就労等の目的の短期間の滞在（3カ月以下）の新規入国
- （2）観光目的の短期間の滞在の新規入国（旅行代理店等を受入責任者とする場合）
- （3）長期間の滞在の新規入国

※上記措置は、受入責任者の行った事前の申請が完了した方を対象とします。

※上記措置における受入責任者とは、入国者を雇用又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等のことをいいます。また、旅行代理店等とは、旅行業法に規定する旅行業者又は旅行サービス手配業者をいいます。

※上記（2）に基づき新規入国を認める外国人は、水際対策強化に係る新たな措置（28）に基づく「青」区分の国・地域から入国する方に限定されます。

- 外国人新規入国オンライン申請のためのログインID申請サイト <https://entry.hco.mhlw.go.jp/>
- 「特段の事情」 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001347329.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

※上記サイト  ボタンをクリックすると、日本入国の際に適用される具体的な手続きが確認出来ます。

●【水際対策】入国時検査・入国後の待機期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_measures.html

入国前の滞在歴及び有効なワクチン接種証明書を所持しているか否かによって、入国時検査の要否や、入国後の待機期間、待機場所が以下のとおり異なります。

| 滞在していた 国・地域の区分 | 有効なワクチン 接種証明書 | 入国時の検査措置 | | |
|---|------------------|--------------------------------|-------|----------|
| | | 出国前検査 <small>（全入国者）</small> | 到着時検査 | 待機 |
|  青 米国、英国、他 | 問わない | ○ | × | × |
|  黄 ベトナム、インド、他 | あり | ○ | × | × |
| | なし | ○ | ○ | 自宅3日間 ※1 |
|  赤 パキスタン、他 | あり | ○ | ○ | 自宅3日間 ※1 |
| | なし | ○ | ○ | 施設3日間 ※2 |

●【水際対策】国・地域の区分一覧（赤、黄、青）

更新

<https://www.mhlw.go.jp/content/000945900.pdf>

〈検査措置：入国時の検査及び入国後待機期間の見直し〉 **令和4年7月27日午前0時以降**、パキスタン、フィジーについては「赤」から「黄」へ、西サハラ、ネパール、ペルー、モルドバについては「黄」から「青」へ、それぞれ変更となります。

●【水際対策】日本政府が定めたワクチン

更新

COVAXIN／バーラト・バイオテック（Bharat Biotech）（令和4年7月31日から適用）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html

(PDF) https://www.mhlw.go.jp/content/measure_jp.pdf

●【水際対策】必要な手続き（ファストトラック）と書類

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_procedure.html

●【水際対策】出国前検査証明書（全入国者（日本人含む）必須）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

※出国前 72 時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された陰性の検査証明書を入国時に、検疫所へ提示しなければなりません。有効な検査証明書を提示できない方は、検疫法に基づき、日本への上陸が認められません。

●【水際対策】必要なアプリの登録

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html

※ MEJ からの情報配信のタイミングがずれる場合もございますので、必ず御社でも、最新情報は確認頂けますようお願い申し上げます。